

3子以降については児童1人当たり月額15,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額10,000円、所得制限額以上の者に対しては、特例給付として児童1人当たり月額5,000円である。

第3節 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等（内閣府）

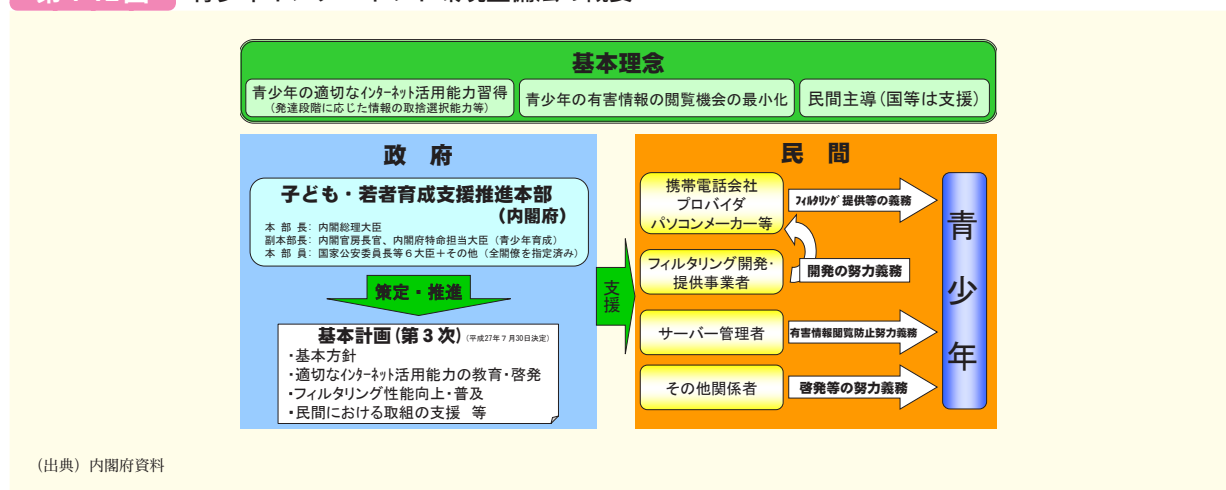
近年、インターネットにおいて、性・暴力表現等青少年に有害な情報が多く流通していることに鑑み、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、平成20（2008）年6月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）が成立し、平成21（2009）年4月1日に施行された。

同法では、

- ・政府において青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を策定し、実施すること
- ・学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動の推進などを図ること
- ・携帯電話・PHS事業者、インターネット接続サービスを提供する事業者（ISP）、インターネット接続機器製造事業者などが青少年有害情報のフィルタリングソフトの提供義務などを負うこと
- ・国及び地方公共団体がインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体などを支援すること

などが規定されている（第4-12図）。平成27（2015）年7月30日、この法律に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」が子ども・若者育成支援推進本部で決定された。

第4-12図 青少年インターネット環境整備法の概要



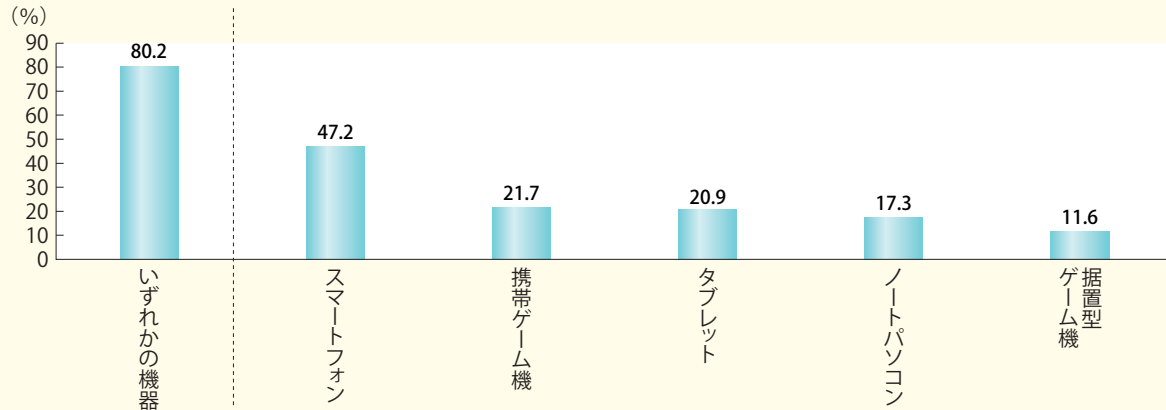
（1）実態の把握（内閣府）

内閣府は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として、青少年及びその保護者を対象とした「青少年のインターネッ

ト利用環境実態調査」(第4-13図、第4-14図、第4-15図、第4-16図、第4-17図)を実施している²⁴。

第4-13図 青少年のインターネットの利用率(平成28年度)

◆青少年の約8割が、いずれかの機器でインターネットを利用しており、利用機器は多様化している。



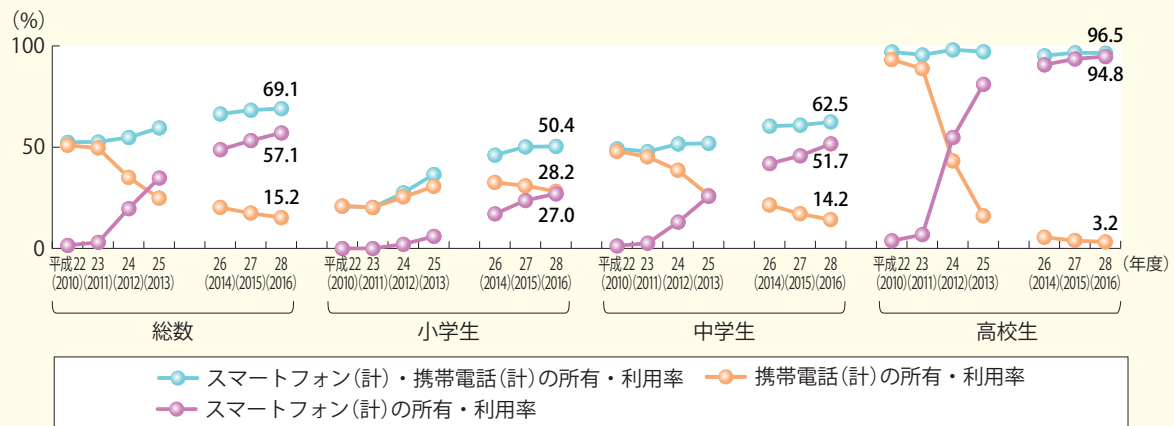
(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(注) 1. 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年。(以下第4-15図まで同じ。)

2. 「いずれかの機器」はスマートフォン、いわゆる格安スマートフォン、機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン、携帯電話の契約が切れたスマートフォン、携帯電話、機能限定携帯電話や子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビのいずれかの機器。

第4-14図 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況

◆スマートフォン・携帯電話のいずれかを利用する青少年の割合は年々上昇し、高校生の9割以上がスマートフォンを利用している。

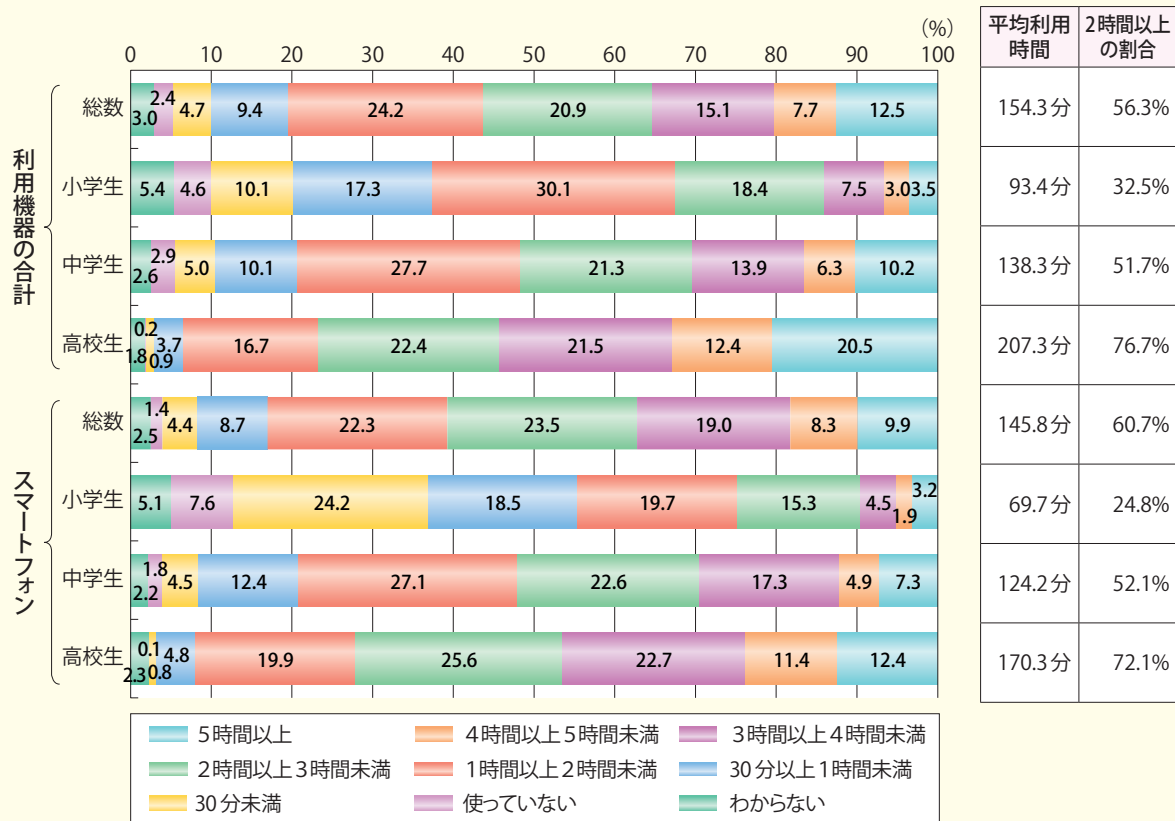


(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(注) 平成22年度～平成25年度の調査では、「スマートフォン」及び「携帯電話」の「所有」について択一回答、平成26年度～平成28年度の調査では、「スマートフォン(4機種)」及び「携帯電話(2機種)」の「利用」について複数回答。平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。

第4-15図 青少年のインターネットの利用時間（平日1日当たり）（平成28年度）

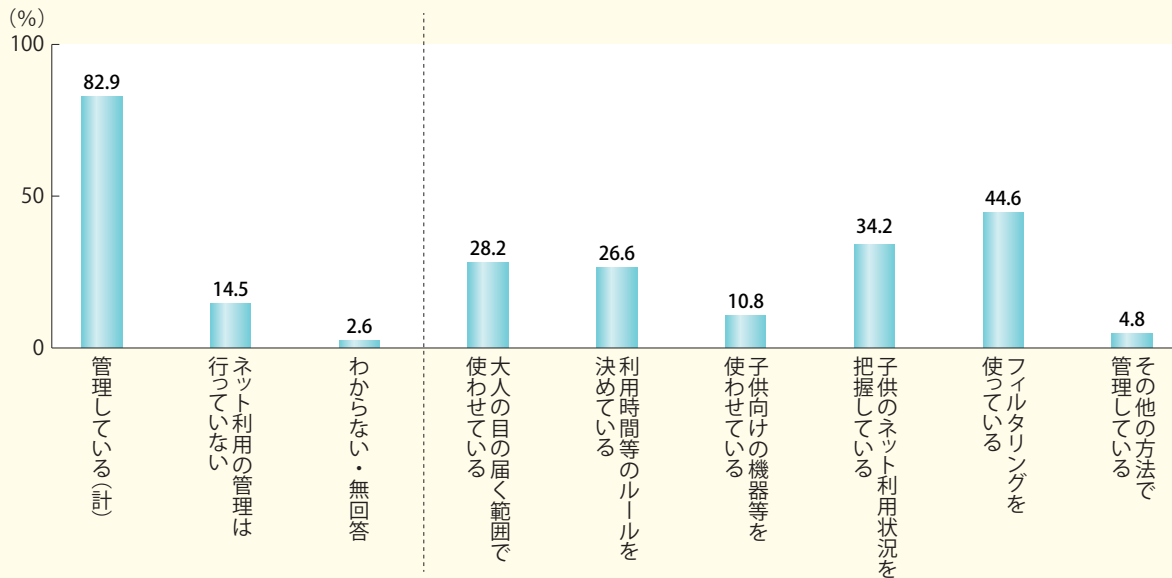
◆平日1日当たりの青少年のインターネットの利用時間は、平均で約2時間34分、高校生では、約7割がスマートフォンを通じて2時間以上インターネットを利用している。



（出典）内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

第4-16図 スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者の取組（平成28年度）

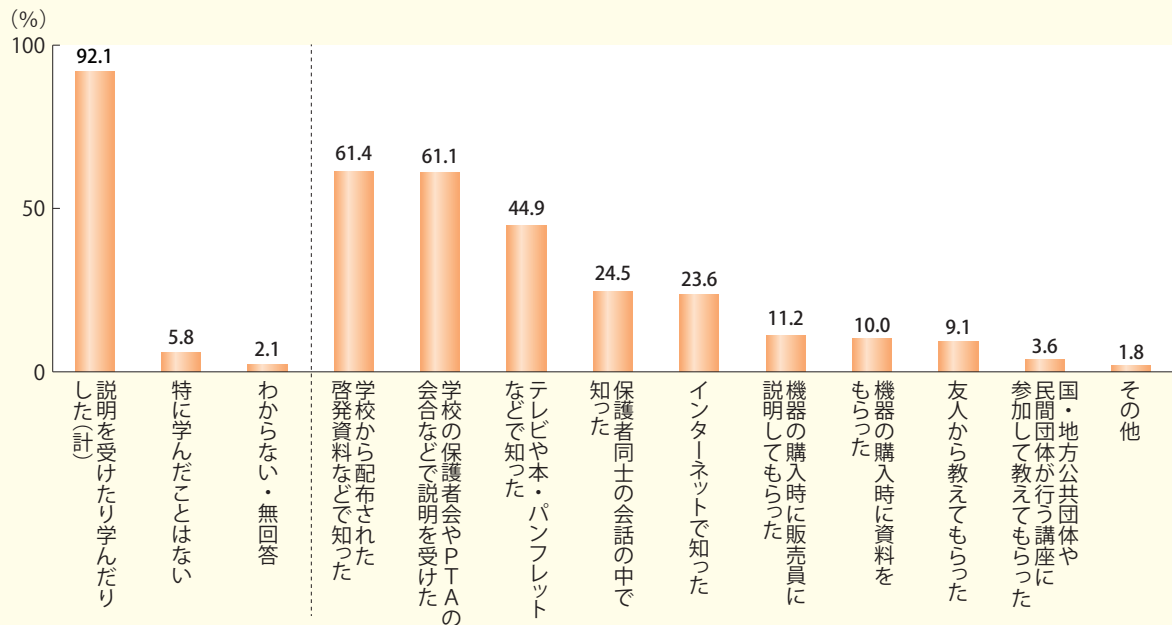
- ◆スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者のうち、8割以上が青少年のインターネット利用に関する何らかの取組を実施している。
- ◆実施している取組のうち、「フィルタリングを使っている」は4割強となっている。



(出典) 内閣府「青少年インターネット利用環境実態調査」
(注) 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年の保護者。(以下、第4-17図も同じ)

第4-17図 保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験（平成28年度）

- ◆保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験は、「学校で配布された啓発資料で知った」、「学校の保護者会などで説明を受けた」がそれぞれ約6割で上位となっている。



(出典) 内閣府「青少年インターネット利用環境実態調査」

(2) 子供や保護者に対する啓発（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省）

内閣府は関係省庁と連携し、インターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進

するため、リーフレットの作成、公表、配付などによる啓発活動に取り組んでいる²⁵（第4-18図）。また、地域における関係機関、団体が連携し、自主的に各種取組を実施できるようにするための体制構築を目的として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催し、平成28（2016）年度は全国3か所で開催した（第4-19図）。加えて、内閣府をはじめ関係府省では、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携、協力し、平成29（2017）年の2月から5月にかけて、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、「平成29年春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、新聞・ラジオ・インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。

第4-18図 インターネット利用に関する保護者向け啓発リーフレット



（出典）内閣府ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

第4-19図 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム



（出典）内閣府資料



25 内閣府ホームページ<http://www8.cao.go.jp/youth/>からPDF形式でダウンロード可能。

警察は、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報・有害情報の影響から子供を守るための広報啓発を推進している。平成29年2月の広報重点を「サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の意識の向上」として、全国の小学校や中学校などにおいて情報セキュリティに関する講習を開催した。この講習では、子供や保護者、学校の教職員などに対し、インターネット上の違法情報・有害情報に起因した犯罪、子供を被害者とするサイバー犯罪の具体的な事例や対応策を紹介するとともに、フィルタリングの導入などを勧めている。

総務省は、地方の各総合通信局が地域の核としてコーディネーター役を務め、関係者を巻き込んだリテラシー向上の枠組み整備とこれを活用した周知啓発活動を推進している。具体的には、文部科学省や情報通信分野などの企業・団体と連携し、子供のインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者・教職員や子供を対象とした啓発講座を全国規模で行う「e-ネットキャラバン」の活動を全国で実施している。また、インターネットリテラシー指標に関する開発、実施を通じた全国的な啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、講演会開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。その一環として、「インターネットと人権」をテーマとした啓発教材を作成し、全国の高校1年生に配布するなどし、各種啓発活動で活用している。また、これまで作成した小・中・高校生や保護者向けの啓発教材を活用したり、ブログサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）サイトに、人権に関する正しい理解を深めることや相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネット広告を掲載したりした。

文部科学省は、保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、平成29年3月、インターネットの使用等に関する「全国フォーラム」を開催した。有識者による講演やパネルディスカッションなどを行い、青少年を取り巻く現状や取組の紹介などを通じて、考える機会を提供した。

(3) フィルタリングの普及啓発（内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省）

青少年インターネット環境整備法では、国などがフィルタリングについて広報啓発活動を行うことが規定されており、関係府省庁が民間団体などと連携して、フィルタリングの普及啓発を推進している。

警察は、違法情報に対する取締りを推進するとともに、有害情報から子供を守るためのフィルタリングの普及、プロバイダの自主的措置の促進に努めている。また、子供にもスマートフォンが普及し、その利用に係る福祉犯被害などが増加していることから、関係府省などと連携して、スマートフォンに対応したフィルタリング、家庭のルールづくりの必要性などについての広報啓発や、関係事業者に対する要請を行っている。

総務省は、インターネット上の有害な情報から子供を保護するため、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスの見直しを進めるとともに、学校関係者や保護者のフィルタリングへの理解の向上に努めている。

文部科学省は、有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムを保護者等を対象に全国で実施、さらに携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの普及啓発資料を作成し、全国の小中高等学校等へ配付している。

経済産業省は、警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催し、フィルタリングの普及啓発を図ることなどを通じて、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と青少年及びその保護者などによる実効的な自主的対策を促進している。